

京都府立大学学内掲示等に関する規程

(平成20年京都府立大学規程第56号)

(趣旨)

第1条 京都府立大学(以下「本学」という。)内の掲示及び配布又は散布用の印刷物、旗幟、立看板、拡声器その他のものを用いて行う広告(以下「掲示等」という。)の取扱いは、公用又は本学学生が行うものを除き、この規程の定めるところによる。

(許可)

第2条 前条の掲示等を行おうとする場合は、学長の許可を受けなければならない。ただし、職員団体が本学の指定した専用掲示板に掲示する場合は、この限りでない。

(申請)

第3条 前条の許可を得ようとする場合は、事前に、その種類、数量、内容、期間及び責任者の氏名等を明示した申請書を管理課に提出しなければならない。

(許可条件)

第4条 学長は、前条の申請を許可するときは、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 掲示等を行う期間
- (2) 掲示等を行う場所
- (3) 掲示等に用いる物の種類及び数量並びにその大きさ
- (4) その他掲示等に当たり注意すべき事項

(掲示等の中止)

第5条 学長は、前条の許可条件に違反し、又は第2条の許可を受けずに行われた掲示等を発見した場合は、当該掲示等を中止させ、以降その者の掲示等は、許可しない。

(公用掲示板の使用)

第6条 公用掲示板に掲示する物は、管理課に合議の上、検印を受けなければならない。

(学生が行う掲示等)

第7条 本学学生が行う掲示等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。